

=簡易書留=

〒604-0847  
京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町  
529番地 ヒロセビル5階  
特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク  
理事長 野々山 宏様



326-62-24605-0

〒137-8799  
東京都江東区新砂2-4-23

郵便事業株式会社 新東京支店

# 差止請求書（兼申入書）

2010年2月25日

東京都千代田区永田町二丁目11番1号  
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ  
代表取締役 辻村清行 殿

内閣総理大臣認定適格消費者団体

特定非営利活動法人

京都消費者契約ネットワーク

理事長 野々山 宏

（京都産業大学法科大学院教授・弁護士）

〒604-0847

京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地

ヒロセビル5階

TEL075-211-5920

FAX075-251-1003

（担当）理事・事務局長 長野 浩三（弁護士）

## （差止請求）

当NPO法人は、消費者の権利擁護を目的として、消費者、消費者団体、消費生活相談員、学者、司法書士及び弁護士らで構成し、2007年12月25日に消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体です。

当NPO法人は、貴社に対し、消費者契約法41条1項の請求として本差止請求書を差し出します（従って、本書が貴社に到達すべき時期から1週間を経過した後には、消費者契約法の定める差止請求に係る訴えを提起することができます。）。

つきましては、本差止請求書に対して、本書到達後1週間以内に文書で貴社のご対応をご回答ください。なお、回答の有無及び回答内容は公表することがあることを申し添えます。

## （請求の要旨）

貴社が消費者との間でFOMAサービス契約を締結するに際し、下記条項を含む意思表示を行わないことを請求する。

同契約約款第67条及び料金表第1表第4-2-1中「2年定期契約に係るもの」

## 第67条

「定期契約者は、その定期契約を契約の満了以外の事由により解除することを当社に通知したとき又は当社がその定期契約を解除したときは、料金表第1表第4（定期契約に係る解約金）に規定する料金の支払を要します。」

料金表第1表第4-2-1中「2年定期契約に係るもの」

「解約金の額 次の税抜額（かっこ内は税込額）9,500円（9,975円）」

### （紛争の要点）

#### 1 「ひとりでも割」「ファミリー割」の契約内容について

貴社FOMAサービス契約における「ひとりでも割50」「ファミ割MAX50」（以下、「ひとりでも割等」という）では、2年の定期契約として基本使用料金を通常より半額とし（同契約料金表第1表第1-1-(2)-(イ)）、その間に同契約を解約する場合は9,975円（消費税込み）の解約金を徴収することとなっている（67条、料金表第1表第4-2-1）。またこの契約は2年経過すると自動更新され（23条3項）、以後更新時期となる2年に1度の1ヶ月間に解約を申し出ない限り、解約時に解約金がかかることとなっている（同条1項）。

#### 2 ひとりでも割等の解約時のトラブルについて

ひとりでも割等に加入した利用者が、携帯電話会社を変更したいためなどの理由により契約を解除する際に解約金を課されることになるが、この解約金を課されることについて消費者トラブルが多く発生している。国民生活センターにおいても、ひとりでも割等解約時の解約金について昨年度1年間で約23件の苦情が寄せられている（なお、同センターの苦情件数については、苦情がある場合に同センターに集約される消費者センターへ相談する消費者は約4%にすぎないとの調査があり、実際には上記件数の25倍以上の苦情事例があると思われる）。

#### 3 解約金条項の果たしている不当な拘束の機能

##### （1）ナンバーポータビリティ制度の趣旨

2006年10月に導入されたMNP（モバイル・ナンバー・ポータビリティ）は電話番号を変更することなく携帯電話会社を変更できるものであり、これにより消費者は携帯電話各社を比較検討し、電話番号の変更を気にすることなく携帯電話会社を変更できることとなった。その制度趣旨は利用者の携帯電話会社の選択の自由を確保することとそれを通じた自由な競争の促進にあると考えられる。

##### （2）解約金が不当な拘束となって上記自由が不当に制限されている

しかし利用中の携帯電話会社の契約条項に容易に解約できない要因があるとなる

と、この自由を阻害していることとなる。解約時にかかる9975円という金額は消費者にとって高額に感じられる額であり、解約（及び他社への変更）をとどめさせる要因として働いている。解約時に9975円もの解約金がかかることは、そのことをもって消費者の解約の意欲を削ぎ、さらなる継続使用を間接的に強制することになる。ひとりでも割等の解約金は、これをもって消費者の囲い込みを行っているのであり、もって消費者が自由に携帯電話会社を選択する自由を不当に制限している。

### （3）消費者契約法10条該当性

消費者契約法10条には、消費者に一方的に不利益な条項は無効であると規定しており、消費者からの解約の権利を制限する条項はこれに当たる。

貴社FOMA契約のひとりでも割等における解約金条項は、消費者を貴社との契約から逃れにくくすることで、本来消費者が自由に解約し、携帯電話会社を自由に選択できる権利・利益を阻害し、不当に制限しており、消費者に一方的に不利益な条項に該当する。よって同条項は消費者契約法10条により無効である。

### 4 2年経過した後も拘束することの消費者契約法9条1号該当性

消費者契約法9条1号は、契約解約時の違約金条項が事業者に生ずる平均的損害を超える部分につき無効としている。

「ひとりでも割」の解約金はこの違約金に該当する。

「ひとりでも割」を極短期で解約した場合には上記9975円という違約金は消費者が享受したメリットに比べ高額にすぎず、平均的損害を超えるものである。

また、このサービスが、基本料金の割引をすることの反面として、一定の契約期間を拘束するものであるとすれば、一定期間経過後は既に拘束すべき期間は経過しているのであるから、その後に解約する際には解約金を徴収すべきでないといえ、同契約でいえば、最初の2年が経過した後は、解約金を徴収する必要はないはずである。そもそも2年間の契約であったとしても平均的損害にはあたらないが、たとえ2年間までは平均的損害といえるとしても、上記条項は2年経過後も2年ごとの満期月以外の解約時には解約金を徴収することとなっており、この点で、平均的損害を超える違約金であるといえる。よって同条項は、消費者契約法9条1号に該当し無効であるというべきである。

5 よって、当NPO法人は、貴社に対し、消費者契約法12条3項に基づき、請求の要旨記載のとおり、消費者との間の契約において、上記条項を内容とする意思表示をすることの差止を請求する。

（訴えを提起する予定の裁判所）京都地方裁判所

(申し入れ) 消費者団体としての申入

以下は、消費者契約法12条の差止請求ではなく、消費者団体として申し入れます。

上記のとおり、FOMAサービス契約第67条及び料金表第1表第4-2-1による解約金条項は無効であり、貴社が本条項に基づき解約金を徴収することはできません。

については、貴社が前記FOMAサービス契約を締結している消費者との間で、前記の解約金条項を適用しないように消費者との間の契約内容を変更してください。

また、①今後解約する消費者から解約金を徴収するか否か、②過去に解約した消費者で、解約金を徴収した例について、解約金を返金するか否か、③過去に解約した消費者に対し返金する場合はどの時期まで遡って返金するのか、につき、本書到達後1週間以内に文書で貴社のご対応をご回答ください。なお、回答の有無及び回答内容は公表することがあることを申し添えます。

(付記)

差出人

〒604-0847 京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地 ヒロセビル5階  
特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク 理事長 野々山 宏

受取人

〒100-6150 東京都千代田区永田町二丁目11番1号  
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ

代表取締役 辻村清行 殿

郵便認証司

平成22年2月25日

この郵便物は平成22年2月25日  
第10276433646号書留内容証明郵便物  
として差し出したことを証明します。  
郵便事業株式会社  
受付通番: 2010022517591900100000号

4 / 4 頁

東京  
22. 2. 25  
12-18

